



市章

大津市公報

令和3年12月28日
号外(第65号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 95 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 96 大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

○ 企 業 局 管 理 規 程

- 14 大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正…………… 2
- 15 大津市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正…………… 3
- 16 大津市ガス供給規程の一部改正…………… 3

規 則

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和3年12月28日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第95号

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年規則第23号)の一部を次のように改正する。

第8条の6第1項第1号及び第8条の12中「第13条第1項第12号、第16号から第18号まで、第21号及び第25号」を「第13条第1項第13号、第17号から第19号まで、第22号及び第26号」に改める。

第13条第1項中第25号を第26号とし、第18号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同項第17号中「第21号、第25号」を「第22号、第26号」に改め、同号を同項第18号とし、同項第16号中「6月」を「1年」に改め、同号を同項第17号とし、同項中第8号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日又は1時間を単位として1の年において5日以内(当該通院等が体外受精その他の市長が相当であると認める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日以内)

第13条第2項中「前項第14号から第18号まで及び第25号」を「前項第8号、第15号から第19号まで及び第26号」に改め、同条第3項中「第1項第14号、第16号から第18号まで及び第25号」を「第1項第8号、第15号から第19号まで及び第26号」に改め、同条第4項中「第1項第16号から第18号まで」を「第1項第17号から第19号まで」に改める。

第15条中「第13条第1項第9号及び第10号」を「第13条第1項第10号及び第11号」に改める。

第18条第2項中「第13条第1項第10号」を「第13条第1項第11号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第13条第1項第17号の規定は、この規則の施行の日以後に妻が出産する職員について適用し、同日前に妻が出産した職員については、なお従前の例による。

(大津市職員の健康管理及び安全衛生に関する規則の一部改正)

- 3 大津市職員の健康管理及び安全衛生に関する規則(昭和50年規則第8号)の一部を次のように改正する。
第12条第2項及び第3項中「第13条第1項第14号」を「第13条第1項第15号」に改める。

(大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

- 4 大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和61年規則第23号)の一部を次のように改正する。
第31条中「第13条第14号」を「第13条第1項第15号」に改める。

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和3年12月28日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第96号

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中第20号を第22号とし、第16号から第19号までを2号ずつ繰り下げ、第15号を第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (17) 会計年度任用職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）が出産する場合であって、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間において、当該出産に伴い、又は当該出産に係る子若しくは小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1日又は1時間を単位として10日以内

第9条第1項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同項第12号中「第16号、第17号及び第20号」を「第17号から第19号まで及び第22号」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 会計年度任用職員（次のいずれにも該当する会計年度任用職員に限る。第17号において同じ。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日又は1時間を単位として1の会計年度において5日以内（当該通院等が体外受精その他の市長が適当であると認める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日以内）

ア 任期の定めが6月以上の会計年度任用職員又は任期の定めが6月に満たない会計年度任用職員で引き続き在職した期間が6月以上であるもの

イ 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

第9条第2項中「前項第14号から第17号まで」を「前項第8号、第15号から第19号まで」に改め、同条第3項中「第1項第14号から第17号まで」を「第1項第8号、第15号から第19号まで」に改め、同条第4項中「第1項第16号及び第17号」を「第1項第18号及び第19号」に改め、同条第5項中「同項第8号から第10号まで、第12号、第14号から第17号まで及び第20号」を「同項第9号、第13号、第15号、第16号、第18号、第19号及び第22号」に、「同項第14号」を「同項第15号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条第1項第17号の規定は、この規則の施行の日以後に妻が出産する会計年度任用職員について適用する。

(大津市職員の健康管理及び安全衛生に関する規則の一部改正)

- 3 大津市職員の健康管理及び安全衛生に関する規則（昭和50年規則第8号）の一部を次のように改正する。
-
- 第12条第2項中「第9条第1項第14号」を「第9条第1項第15号」に改める。

企業局管理規程**大津市企業局管理規程第14号**

大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月28日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第7条の2及び第7条の11中「第14条第1項第12号、第16号から第18号まで、第21号及び第25号」を「第14条第1項第13号、第17号から第19号まで、第22号及び第26号」に改める。

第7条の12中「第14条第1項第12号、第16号、第17号、第20号及び第24号」を「第14条第1項第13号、第17号から第19号まで、第22号及び第26号」に改める。

第14条第1項中第25号を第26号とし、第18号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同項第17号中「第21号、第25号」を「第22号、第26号」に改め、同号を同項第18号とし、同項第16号中「6月」を「1年」に改め、同号を同項第17号とし、同項中第8号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日又は1時間を単

位として1の年において5日(当該通院等が体外受精その他の公営企業管理者が適当と認める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)以内

第14条第2項中「前項第14号から第18号まで及び第25号」を「前項第8号、第15号から第19号まで及び第26号」に改め、同条第3項中「第1項第14号、第16号から第18号まで及び第25号」を「第1項第8号、第15号から第19号まで及び第26号」に改め、同条第4項中「第1項第16号から第18号まで」を「第1項第17号から第19号まで」に改める。

第16条第1項中「第14条第1項第9号及び第10号」を「第14条第1項第10号及び第11号」に改める。

第18条第2項中「第14条第1項第10号」を「第14条第1項第11号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14条第1項第17号の規定は、この規程の施行の日以後に妻が出産する職員について適用し、同日前に妻が出産した職員については、なお従前の例による。

大津市企業局管理規程第15号

大津市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(令和2年企業局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

令和3年12月28日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第9条第1項中第20号を第22号とし、第16号から第19号までを2号ずつ繰り下げ、第15号を第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 会計年度任用職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)が出産する場合であって、その出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間において、当該出産に伴い、又は当該出産に係る子若しくは小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1日又は1時間を単位として10日以内

第9条第1項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同項第12号中「第16号、第17号及び第20号」を「第17号から第19号まで及び第22号」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 会計年度任用職員(次のいずれにも該当する会計年度任用職員に限る。第17号において同じ。)が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日又は1時間を単位として1の会計年度において5日(当該通院等が体外受精その他の公営企業管理者が適当であると認める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)以内

ア 任期の定めが6月以上の会計年度任用職員又は任期の定めが6月に満たない会計年度任用職員で引き続き在職した期間が6月以上であるもの

イ 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

第9条第2項中「前項第14号から第17号まで」を「前項第8号、第15号から第19号まで」に改め、同条第3項中「第1項第14号から第17号まで」を「第1項第8号、第15号から第19号まで」に改め、同条第4項中「第1項第16号及び第17号」を「第1項第18号及び第19号」に改め、同条第5項中「同項第8号から第10号まで、第12号、第14号から第17号まで及び第20号」を「同項第9号、第13号、第15号、第16号、第18号、第19号及び第22号」に、「同項第14号」を「同項第15号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条第1項第17号の規定は、この規程の施行の日以後に妻が出産する会計年度任用職員について適用する。

大津市企業局管理規程第16号

大津市ガス供給規程(昭和52年企業局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

令和3年12月28日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第1条中「第31条」を「第32条」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。